

景観形成ガイドライン

「都市整備に関する事業」(案)

平成十七年三月

国土交通省 都市・地域整備局

第 編 はじめに

- (1) 本ガイドライン(案)の策定趣旨
- (2) 本ガイドライン(案)の位置付け
- (3) 本ガイドライン(案)の構成

第 編 都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方

第 1 章 景観形成の取組みの流れ

第 2 章 景観形成にあたり配慮すべき事項の把握

- 2-1. 景観形成の目標像の把握
- 2-2. 事業対象地等の景観に関する現況の把握
 - 2-2-1. 既往資料等からの現況把握
 - 特性等の把握
 - 規制等の把握
 - 2-2-2. 実態調査からの現況把握
 - 2-2-3. その他の活動の現況把握
- 2-3. その他

第 3 章 景観形成の目標像の実現にあたっての留意点

- 3-1. 事業の段階と流れを踏まえた留意点
 - 3-1-1. 構想・計画段階における留意点
 - 3-1-2. 設計・施工段階における留意点
 - 3-1-3. 維持管理における留意点
 - 3-1-4. 事業の各段階を通じた留意点
- 3-2. 周辺事業との連携にあたっての留意点
- 3-3. 個性の演出の考え方
- 3-4. 効果的・戦略的な実施
 - 3-4-1. 事業推進体制
 - 都市景観のトータルデザインの実施
 - 各種専門家によるコラボレーションの活用
 - プロポーザル・設計協議等の活用
 - 3-4-2. コストの考え方
 - 3-4-3. 中長期的な取組みの必要性

第 4 章 景観形成を目指した住民等の参画・連携

- 4-1. 事業段階別の参画・連携のあり方
 - 構想・計画段階における参画・連携のあり方
 - 設計・施工段階における参画・連携のあり方
 - 維持管理における参画・連携のあり方
- 4-2. 各種関係者との連携方法
 - 景観行政団体及び地方公共団体等
 - 住民等
 - その他の関連機関等
 - 専門家等
- 4-3. 合意形成に向けての体制づくり
 - 事業者における検討体制の構築
 - ・事業者及び行政機関内での組織体制等
 - ・協議会・委員会等
 - 第三者機関等の活用
 - ・景観審議会等
 - ・専門家等
 - その他住民等との協働
- 4-4. 合意形成のための視覚的手法の活用

第5章 景観法等の活用方法

5-1. 景観法の活用（景観計画に基づく取組み）

5-1-1. 景観法に基づく景観施策

5-1-2. 景観計画

5-1-3. 景観重要公共施設の指定と活用

5-1-4. 景観協議会の活用

5-1-5. その他

景観地区

景観協定

景観整備機構

景観重要建築物・景観重要樹木

地区計画の特例

5-2. その他の規制・誘導方策の活用

第 編 都市整備に関する事業における景観形成の進め方

第1章 市街地再開発事業

1-1. 市街地再開発事業における景観形成

1-2. 市街地再開発事業における景観形成の視点

1-2-1. 構想・計画段階

地形や水辺、植生などの自然環境を活かす

歴史的なまちの遺構を活かし、質を高める

主要な視点場からのパノラマ景観へ配慮する

1-2-2. 設計・施工段階

街並みの中での建築物の基本的な形態・ボリュームを検討する

周辺道路からの見え方

通りの雰囲気をつくる低層部のあり方に留意する

建築物の各部の形、ファサード

オープンスペース

バルコニーの形態

屋外階段や屋上等への付帯設備

擁壁・柵等の工作物

敷地境界

駐車場等付属施設

色彩・材料

照明

広告物・サイン

バリアフリー施設

景観の経年変化

第2章 土地区画整理事業

2-1. 土地区画整理事業における景観形成の基本的な考え方

2-1-1. 土地区画整理事業における景観形成の位置づけ

2-1-2. 土地区画整理事業における景観形成の特徴

土地区画整理事業の総合性

土地区画整理事業の抜本性

土地区画整理事業の地権者等の参画

土地区画整理事業と維持管理

2-2. 景観形成のための地権者・住民等の参画・連携

2-2-1. 地権者参加型事業としての特性の活用

2-2-2. 地域の総意を反映し、明快な位置づけを持つ組織体制づくり

2-2-3. 持続的で発展的なまちづくりを進める組織体制づくり

2-2-4. 専門家の活用

2-3. 景観形成のための事業の各段階における留意点

2-3-1. 構想から都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意までの段階

施行地区において実現すべき都市空間の構成及び景観形成の基本的考え方の整理

景観資源等の街区設計への反映

2-3-2. 都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意から換地設計までの段階

事業完了後の土地利用意向及び建物整備計画との連携

事業完了後の維持管理との整合

公共施設の整備水準に関する留意点

2-3-3. 公共施設整備の実施段階

2-3-4. 建築物等が建設されるまでの段階の規制誘導

- 2-3-5. 事業完了後のまちの維持管理の段階
- 2-4. 他の事業制度との連携
 - 2-4-1. まちづくり交付金による事業との連携
 - 2-4-2. 建物整備に関する諸制度との連携
 - 市街地再開発事業との連携
 - 任意の共同化支援制度との連携
 - 2-4-3. 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等との連携
 - 2-4-4. その他施策との連携
- 2-5. 他の都市整備に関する事業における景観形成の進め方との関係

第3章 街路事業

- 3-1. 街路の景観設計の基本的考え方
 - 3-1-1. どの位置から街路を見るか
 - 3-1-2. 街路の景観設計の特徴
 - 3-1-3. 街路の機能を踏まえた景観設計の方向性
 - 街路の機能
 - 景観設計の方向性
- 3-2. 街路の景観設計の進め方
 - 3-2-1. 景観設計の手順
 - 3-2-2. 景観設計の表現方法
- 3-3. 街路の景観設計にあたり配慮すべき事項
 - 3-3-1. 地域特性による景観設計
 - 3-3-2. 街路の性格に応じた景観設計
- 3-4. 構想・計画時における街路の景観設計の考え方
 - 3-4-1. 地域資源・街割り・公共施設等の配置と街路の線形
 - 平面的位置関係
 - 縦断的位置関係
 - 3-4-2. 都市活動に対応した横断構成
 - 3-4-3. 幅員構成の再構築
 - ・幅員構成を再構築する場合の考え方
 - 3-4-4. 構造物
 - 3-4-5. 交通結節点
- 3-5. 設計、施工時における街路の景観設計の考え方
 - 3-5-1. 質の高い街路整備とは
 - 3-5-2. 歩道空間
 - 歩道の舗装
 - 歩道に設置する施設
 - 3-5-3. 植栽
 - 3-5-4. 道路占用物件
 - 3-5-5. 無電柱化
 - ・課題と対策
 - 3-5-6. 高架橋
- 3-6. その他（特色ある街路事業）
 - シンボルロード整備事業
 - 身近なまちづくり支援街路事業（歴みち事業）
 - LRTの整備

第4章 都市公園事業

- 4-1. 都市公園事業における景観形成の基本的視点
- 4-2. 都市公園事業における景観形成の留意事項
 - 4-2-1. 「用」と「景」の調和の視点からの留意事項
 - 4-2-2. 立地に応じた景観形成の視点からの留意事項
 - 4-2-3. 設置の目的に応じた景観形成の視点からの留意事項
 - 4-2-4. 都市全体の景観の向上に資する景観形成の視点からの留意事項
 - 4-2-5. 魅力的な公園区域内の景観形成の視点からの留意事項
 - 4-2-6. 時間経過を考慮した景観形成の視点からの留意事項

第5章 下水道事業

- 5-1. 下水道事業における景観形成の基本的考え方
- 5-2. 景観要素としての水の活用
 - 下水処理水の活用と高度処理の推進
 - 合流式下水道における雨天時越流水対策の推進
- 5-3. 下水処理場等における景観形成
 - 場内空間の有効活用
 - 構造物（水処理施設、機械棟等）における配慮
 - 周辺環境との調和
 - その他
- 5-4. その他の下水道施設における景観形成
 - 雨水幹線等の水・緑の活用
 - マンホール蓋とゲート
 - 下水道管渠空間の活用
- 5-5. 工事現場における周辺景観への配慮

第 編 はじめに

(1) 本ガイドライン(案)の策定趣旨

我が国のまちづくりについては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていたことは否めない。しかし、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、個性ある美しい都市景観の形成が求められている。

国土交通省では、これらの動きに応えるべく、平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、「事業における景観形成の原則化」「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」「景観に関する基本法制の制定」など謳い、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付けた。また、平成 16 年 6 月には我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を柱とする「景観緑三法」が制定されたところである。また、景観緑三法案の国会附帯決議においては「公共事業の実施に当たっては、(中略)、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。」が求められている。

良好な景観の形成の実現には、景観法をはじめとする規制・誘導方策の活用と、各種事業の実施の大きく 2 通りの手法が考えられる。本ガイドライン(案)では、事業による良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、景観形成のために配慮すべき事項について取りまとめた。

(2) 本ガイドライン(案)の位置付け

本ガイドライン(案)は、平成 15 年 7 月に策定された「美しい国づくり政策大綱」に基づき策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業などの都市整備に関する事業を対象としている。それらの事業に携わる実務者が活用するものとして、事業により良好な都市景観を如何にして具現化するかという道筋を示し、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、具体事例を示し、共通認識を図るものである。

なお、良好な都市景観の形成に当たっては、個々の事業ごとではなく、関連するものが相互に連携することにより効果が高まるものであり、また、地域の歴史、文化、自然等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。都市の特性はそれぞれ異なっているため、都市整備に関する事業の実施にあたっては、良好な景観の形成に関して正解は唯一ではなく、それぞれの地域ごとに適切に判断されるものである。しかし、その原則的な考え方は共通であり、事業の実施にあたっては、都市景観の形成の基本的な考え方に立ち返って対応することを忘れてはならない。

(3) 本ガイドライン(案)の構成

本ガイドライン(案)は、以下に示す 2 部構成とする。

共通編は、都市整備に関する事業において景観形成を推進するうえでの基本的考え方、及び各事業で共通する事項の要点を整理した。具体的には、取組みの流れ、配慮事項、留意点、住民等の参画・連携、景観法等の活用について取りまとめた。

各事業編は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水

道事業の5事業それぞれにおける景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項などを整理した。

(注) 本ガイドライン(案)の語尾等の表現について

本指針に記述されている各事項間には当該事項によるべきとする考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。

[1] ~しなければならない。~する必要がある。

法令、制度の趣旨等から記述された事項による運用が強く要請されると考えているもの。

[2] ~ことが望ましい。

制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると考えているもの。

[3] ~ことが(も)考えられる。

記述された事項による運用を例示的に示したもの。

第 編 都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方

良好な都市景観の形成に向けた取組みの手法は、事業の性質や事業実施地域の個性及び特色等により様々であり、状況に応じ関係者と調整のうえ適宜必要な手法を選択することとなる。そのなかで、本編ではまず、都市整備に関する事業における都市景観の形成にあたっての基本的な考え方として、各事業に共通する取組み内容について整理した。

第 1 章 景観形成の取組みの流れ

本章ではまず、本編に紹介する各種取組みの項目とその流れや関係を概念図として整理した。なお、図に示した各取組みは、構想から維持管理までの各事業段階を通じ統一した考えのもとに行われることが望ましい。



第2章 景観形成にあたり配慮すべき事項の把握

2-1. 景観形成の目標像の把握

良好な都市景観の形成は、統一した考えのもとに進められるべきものであることから、事業者は、まず当該地域における景観形成の目標像を把握し、関係者間でその目標像を共有することが望ましい。目標像の把握は、景観計画や景観条例などの景観に関する計画や条例等の資料や、地方公共団体の景観担当部局等からのヒアリングを通じて行う。

一方、目標像が具体的に示されていない場合は、事業者自らがまちづくりに関する計画や条例等の資料、地方公共団体のまちづくり担当部局等へのヒアリング、現地調査等から当該地域における景観形成の目標像を抽出することも考えられる。

なお、当該地域の景観に及ぼす影響が大きいと想定される事業の実施にあたっては、当該事業をきっかけとして、地方公共団体の景観担当部局等と協力して当該地域の景観に関する計画を策定することも考えられる。

2-2. 事業対象地等の景観に関する現況の把握

2-2-1. 既往資料等からの現況把握

特性等の把握

良好な都市景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものである。そのため、事業者は、景観法に基づく景観計画や、地方公共団体等において策定される景観に関する条例や景観マスタープランなどの計画等の把握、地方公共団体の景観担当部局等へのヒアリングなどを通じて、当該地域の特性を把握することが望ましい。具体的には近景、眺望を含めた地形・自然・街並み等の景観的な特徴や資源、まちの「らしさ」などと表現される共通のイメージ、歴史的なまちにおける街割り・建築様式・色彩などの現況を把握する。

規制等の把握

良好な都市景観は、適正な制限の下に整備及び保全が図られるものであることから、地方公共団体等により、当該地域の良好な都市景観の形成を目的として、建築物や工作物の形態意匠・色彩・材質・高さ等の制限や木竹の伐採などに関する制限が行われている場合があり、当該行為を行う場合は、届出等を行う必要が有る場合もある。

そのため、事業者は、地方公共団体等が定める景観法をはじめとする各種法律に基づく規制・誘導方策や、独自の条例・要綱等の規制・誘導方策（以下参照）を把握しなければならない。

【主な規制・誘導方策】

- * 景観法：景観計画、景観地区、準景観地区、景観協定
- * 都市計画法：風致地区、特定街区、高度地区、地区計画
- * 都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地
- * 建築基準法：建築協定
- * 文化財保護法：伝統的建造物群保存地区

- * 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
：歴史的風土特別保存地区
- * 首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区
- * 生産緑地法：生産緑地地区
- * 自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域
- * 屋外広告物法
- * 地方自治体が制定する景観に関する条例、要綱

2-2-2. 実態調査からの現況把握

良好な都市景観の形成にあたっては、当該地域の現況を踏まえて適切な取組みを進めるべきであることから、事業者は、事業の構想段階等早い段階から事業予定地に赴き、その後も事業の段階にかかわらず現地へ赴き、その状況を十分に把握することが望ましい。

現況の把握は、既往資料を踏まえたうえで、現地で直に体感することにより行う。具体的には、当該地域の街並み・地形・植生などを見ること、賑わい・雰囲気などの特徴を感じるにより把握する。また、景観上重要な建造物や樹木だけでなく、景観阻害となる屋外広告物や電線類などについても把握することが望ましい。なお、現地の状況は、季節（春・夏・秋・冬）や天候（晴・曇・雨・雪等）、時刻（日中・夜間等）などによっても変化するため、それらの変化を踏まえることも考えられる。

2-2-3. その他の活動の現況把握

良好な都市景観は、個別の事業の実施のみではなく、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、事業者は、当該地域における特に景観に関する様々な活動や取組みとの連携が不可欠であり、各種の活動、取組みの状況を把握することが望ましい。

活動等の把握は、活動団体リストやそれらの活動報告書等の既往資料を地方公共団体のNPO担当部局などから取り寄せることや、地方公共団体の景観担当部局等へのヒアリングを通じて行う。具体的には、景観整備機構や、景観に関する取組み（修景、緑化、美化・清掃など）を行う住民組織・NPO・TMO・その他公益法人などの活動状況を把握する。

2-3. その他

良好な都市景観の形成は、まちづくりの方向性と整合を図りながら一体的に進められるべきものであるが、まちづくりには景観形成以外にも様々な目的があることから、事業者は、当該地域及び対象地における景観分野以外のまちづくりの方向性についても把握することが望ましい。

事業者は、まちづくりの方向性として、地方公共団体等の作成する中心市街地活性化・観光振興・環境保全等の個別重点施策がある場合は第一にその内容を把握する。次に、地方公共団体等の作成する総合計画・基本計画や観光振興計画等の分野別計画

などの資料、地方公共団体の担当部局等へのヒアリングなどを通じ以下について把握する。

【まちづくりの方向性】

*観光、商工、農林水産、環境、文化、教育、防災、福祉等の分野における当該地域及び対象地の将来像・現況・事業動向など

第3章 景観形成の目標像の実現にあたっての留意点

3-1. 事業の段階と流れを踏まえた留意点

3-1-1. 構想・計画段階における留意点

事業により整備される施設の概ねの位置、構造等の基本的な諸元は、当該地域の景観に大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、事業者は、事業の早期段階から景観に関する検討を十分に行う必要がある。

事業者は、まず景観形成にあたり配慮すべき事項として、「第2章 景観形成に当たり配慮すべき事項の把握」を踏まえて、当該地域における景観形成の目標像や対象地の現況等について把握する。

次に、当該事業における景観形成の目標像・基本的考え方・具体的方針等を検討する。具体的な検討内容としては、対象となる施設や空間とこれを取りまく周辺景観との関係に対する基本的考え方、周辺の景観等への配慮や住民等の利用を考慮した整備の考え方、施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方等が挙げられる。事業者は、そのうえで当該事業により整備される施設の基本的な諸元について検討する。

なお、検討した目標像・基本的考え方・具体的方針等は景観整備方針として取りまとめることが望ましく、これにより事業者以外の者への情報発信や、担当者の交代時等における継承が容易となる。

なお、都市計画決定を伴う事業は、都市計画決定権者などと連携し、都市計画に定める事項及び関連する事項について検討しなければならない。

3-1-2. 設計・施工段階における留意点

事業者は、構想・計画段階で検討した目標像・基本的考え方・具体的方針等又は取りまとめた景観整備方針（以下、事業の景観形成方針）を設計・施工に適切に継承する必要がある。

設計段階では、施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等の詳細な事項について、構想・計画段階で検討した事業の景観形成方針を踏まえ、かつ周辺の景観との調和に配慮しつつ検討を行う。この際には、設計時の状況を踏まえて事業の景観形成方針を必要に応じて適宜修正することも考えられる。また設計についての検討内容やそれを修正した場合はその意図を設計図や設計概要書等に記すことが望ましい。なお、将来管理者が事業者と異なる場合は、整備・管理水準や用いる材料など、施設の維持・補修等に関わる事項について調整することが望ましい。

施工段階では、事業の景観形成方針の施工への適切な反映や現場での柔軟な対処が必要である。事業の景観形成方針の施工への反映にあたっては、設計者等による施工監理・デザイン監理の支援などが考えられる。現場での対処としては、事業の景観形成方針と現地の状況を踏まえつつ、必要に応じた設計内容の変更などの柔軟な対処も考えられる。なお、変更の結果は、その経緯・意図とあわせ竣工図などの管理に用いられる図面等への確に記載することが望ましい。また、施工中は、仮設構造物についても可能な範囲で景観への配慮に努めることが望ましい。

このほか、設計・施工段階では、スケッチパースなどの視覚的手法を用いた景観

予測を行いながら検討を進めることが望ましい。

3-1-3. 維持管理における留意点

良好な都市景観の形成には、施設の整備のみでなく、その後の維持管理が大切である。そのため、事業者は、管理者へ事業の景観形成方針及び設計・施工時の意図を十分伝え、施設を適切に引き継ぐとともに、管理者はそれらを踏まえ維持管理することが望ましい。なお、今後の管理に活かすべき事項を取りまとめた手引き書を作成することも考えられる。

また、維持管理を行う上で、地域の住民や景観整備機構等の団体等と連携・協働の体制を構築することが望ましい。その際は、住民等の景観に対するニーズを把握し問題等を共有したうえで必要な支援を行うことが考えられる。具体的には、景観整備機構等の市民レベルの活動組織に対し、必要資材、場所の提供、活動に対する助言等を行い、活動の活性化や継続に資する必要な支援を行うことなどが挙げられる。

3-1-4. 事業の各段階を通じた留意点

事業において良好な都市景観の形成を図る際、一連のプロセスにおいて統一した考えのもと進められることが大切である。事業者は、事業の各段階で周辺の状態の変化を踏まえ必要に応じ事業の景観形成方針や景観検討に関して検討した内容の見直しを行うとともに、事業の景観形成方針や各段階での検討の結果及び見直した場合はその理由を次の段階へ的確に継承させることが望ましい。なお、事業の景観形成方針や検討内容の見直しにあたっては、その前段階における結果及び検討経緯を十分に踏まえる。

このほか、事業者は、事業の各段階を通じ、現地を繰り返し訪れそこで得られた情報（2-2-2.参照）を検討に活かすこと、事業の進捗状況にあわせ、可能な範囲で複数案による比較検討を行うことが望ましい。また、事業の規模や状況によっては、景観専任の担当者や組織を設けることが考えられる。

3-2. 周辺事業との連携にあたっての留意点

都市景観は、様々な施設から成り立つものであることから、その形成にあたっては、複数の事業主体が、当該地域における景観形成の目標像等を共有することが望ましい。そのため、事業者は、対象地や周辺における同種・他分野の公共事業や民間建築などの各種の民間事業との整合を図るため、それらの事業者と連携・協働し、当該地域における景観形成の目標像の達成に努めることが望ましい。また、公共事業間の調整はもとより、街路や公園等の公共空間とそれに面する私有空間である境界領域との調和や整合についても調整を図ることが望ましい。

3-3. 個性の演出の考え方

良好な都市景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであり、必要に応じて個

性の演出を図ることが望ましい。個性の演出にあたっては、当該地域の既存の個性を保全・活用することのほか、新たな個性を創出することも考えられる。

個性の保全・活用方策としては、地域固有の街割り・地割り等の街の成立ちや履歴の尊重、固有の建築様式の採用、地場の材料・職人・産業の活用などが挙げられる。また、既存の景観資源をより一層引き立たせるような施設の整備を行う方法が挙げられる。

一方、個性を明確には見出せない地域などにおいては、新たな個性を創出し、施設整備等で展開していく方法や、地域のランドマークなどの景観上アクセントとなるような施設の整備を行う方法が挙げられる。

但し、これらの取組みの際には、当該地域における保全又は活用すべき個性を十分に把握し、それを踏まえた上で、特に新たに創出することとなる個性等について十分に検討することが望ましい。

3-4. 効果的・戦略的な実施

3-4-1. 事業推進体制

都市景観のトータルデザインの実施

都市景観は街路、公園、河川等の公共施設や民間の建築物などにより総合的に構成される。そのため、各事業者が当該地域における景観形成の目標像を共有し、整備に取り組むことが望ましい。

都市景観のトータルデザインの実施には、まず各事業者が当該地域における景観形成の目標像を共有するために、地方公共団体の景観担当部局等と連携して地域全体における景観形成の目標像を具体的に設定し、それを踏まえて事業ごとに景観形成方針等を検討することが望ましい。また、トータルデザインをより強力に推進するためには、当該事業者、関係地方公共団体の景観行政担当者、都市計画、土木、建築、造園等の各種の専門家、関係者が、その役割分担と責任の所在を明確にして参加する総合調整を行う組織を構築することが望ましい。

各種専門家によるコラボレーションの活用

事業者が、景観形成の検討を行うにあたって異なった分野の複数の専門家から助言を得る場合、専門家が一堂に会することなどにより連携し、それぞれの専門技術を発揮しコラボレーションを実施することにより、より良好な景観形成が促進されることが期待できる。その際は、各自の専門性をバックボーンとして互いの分野にも言及し、景観全体について議論されることが望ましい。なお、専門家としては、都市計画・土木・建築・構造・造園・照明・デザイン・歴史・文化財などの専門技術を有する者が考えられる。

プロポーザル・設計協議等の活用

標準設計が、景観面からは画一的であり個性の演出において最適であるとはいえない場合、良好な都市景観の形成を図る事業においては、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ企業や設計者を選ぶプロポーザル方式や最も優れた設計案を選ぶ設計競技方式などを積極的に活用することにより、景観に関する技術力

を有する企業、技術者を活用することが考えられる。

3-4-2. コストの考え方

事業における景観の整備にはコストがかかるというイメージがあるが、シンプルな手法や地域の特性に応じた最適な事業手法や構造形式を用いることにより、コストダウンを図ることも可能である。一方、単なるグレードアップや安直な化粧的な手法の採用によるコストの増加は避けなければならない。

事業における景観の整備においては、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先し景観の整備を省くのではなく、地域の特性と調和し、事業の景観形成方針の実現のために、必要なものに対して適切なコストをかけることが本質的に重要である。

3-4-3. 中長期的な取組みの必要性

良好な都市景観の形成は中・長期的な視点から取組むことが必要であり、長い年月の中で成熟と風格をもたらすような場合もある。そのためには事業の実施においても、事業着手時や完了時だけでなく、まちの形成と成熟の時間的な流れ中での周辺土地利用等の段階的な変化を見据え、変化する景観にも留意することが望ましい。時を経る中で変化し味わいを増す経年変化による効果（エイジング効果）をあらかじめ想定した検討を行うことも考えられる。

第4章 景観形成を目指した住民等の参画・連携

4-1. 事業段階別の参画・連携のあり方

良好な都市景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、事業における景観形成に関し、地域の住民やその他関係者と積極的に連携を図ることが望ましい。

構想・計画段階における参画・連携のあり方

構想・計画段階では、事業の景観形成方針の設定とあわせ、事業により整備される施設の概ねの位置、構造等の基本的な諸元等を含む事業概要について検討される。そのため、事業者はそれらの検討にあたり、早期の段階から景観形成に関する情報公開・提供を行い、住民等の参画の促進に努めることが望ましい。その際、事業者は当該事業の目的や内容等を踏まえ、技術的な前提条件等を整理しておく。住民参画の手続き手法に関しては、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を参考とすることも考えられる。

なお、都市計画決定を伴う事業では、都市計画決定権者と十分調整し、景観に関する検討を都市計画決定の手続きや検討に併せ行う必要がある。

設計・施工段階における参画・連携のあり方

設計段階においては、景観形成に関し、より具体的に施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等についても検討される。事業者は、これらの検討に際し、構想・計画段階と同様に、当該事業の目的や内容等を踏まえ、事業における景観形成のための住民等の参画に努めることが望ましい。

施工段階では、植栽や附属物等の配置や仕上げ材の材質・色調の選定、施工への参加など、可能な範囲での住民参画が考えられる。なお、住民等が実際に施工に参加する場合は、事業の景観形成方針との整合に十分留意するとともに、住民等が安全に施工現場に立ち入ることができるよう配慮する必要がある。

維持管理における参画・連携のあり方

維持管理段階においては、従来から住民等の参画による修景、緑化、美化・清掃等が行われているが、より活動の継続を図るため、住民等の景観の保全に関するニーズを把握し、問題等を共有したうえで適切な支援を行うことが考えられる。またこの際には、事業の景観形成方針や設計・施工時の意図を適切に説明することが望ましい。なお、これらの実施団体を景観整備機構として位置付け、景観行政団体等との連携強化とあわせて、活動の更なる展開を推進する事も考えられる。

4-2. 各種関係者との連携方法

良好な都市景観の形成は、地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取り組みが必要であることから、事業者は、事業の景観形成方針、具体的な整備手法や維持管理の方法の検討、規制・誘導方策の活用などにあたっては各種関係者と連携することが望ましい。

景観行政団体及び地方公共団体等

事業において景観形成を図る場合においては、当該地域における景観形成の目標像を的確に把握し、事業の景観形成方針を適切に設定するために、景観行政団体や地方公共団体の景観担当部局と連携を図ることが望ましい。

事業の実施に合わせて規制誘導・方策の活用を図る場合においては、景観法や都市計画法、屋外広告物法をはじめとする景観に関する各種法律や景観に関する条例・要綱に基づく規制・誘導方策を実施する地方公共団体等の担当部局と十分に連携を図る必要がある。

更に、事業者は、当該地域の都市景観を統一・整合が図られたものとするため、都市整備に関する事業者はもとより、その他緑地や水辺の景観整備を行う事業者とも十分に連携を図り、関連事業がある場合はデザインの調整等を行うことが望ましい。

このほか、必要に応じて観光、商工、農林水産、環境、文化、教育、防災、福祉などの担当部局との連携を図ることが望ましい。

施設の維持管理や移管に関しては、事業の景観形成方針や設計・施工の意図を継承するために将来管理者と十分な調整を図ることが望ましい。

住民等

景観は住民の暮らしに密接に関係するものであるから、事業者は、事業の景観形成方針の景観形成に関する情報を住民等に適切に提供し、住民等の意見や提案の聴取など、住民等の参画に努めることが望ましい。情報提供や住民等の参画の方法としては、ホームページへの掲載等インターネットの利用、説明会又は公聴会の開催、意見書の受付などが挙げられ、事業の状況に応じ選択する。提供情報にあたっては、住民等と景観のイメージを共有できるようスケッチパース等の視覚的手法による資料を用いることが望ましい。また、住民等からの意見や提案の内容については、事業への反映状況等の公表などによる真摯な対応を心がける。その他の関連機関等

事業の実施にあたって、当該地域において景観に関する活動を行う様々な関係者と連携を図り、必要な調整や各々の役割分担を行うことが望ましい。景観に関する活動を行っている上記以外の者としては、国の地方支分部局、地方公共団体、警察等の関係機関、観光関係団体、商工関係団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業者、民間事業者、NPOやTMO、公益法人などが挙げられる。これら関係者との連携にあたっては、景観協議会の活用が有効である。

また、地域全体における良好な景観の形成を図るために、当該事業だけでなく、隣接又は関連する施設や周辺の事業などとも連携することが望ましい。隣接又は関係する施設の管理者や周辺の事業者との連携にあたっては、当該地域における景観形成の目標像等を共有し、その実現に向けてのデザインの調整などを行うこ

とが望ましい。

専門家等

事業者は、事業の景観形成方針や各段階における施設の位置、配置、規模、形状等の検討に際し、事業の状況を踏まえ専門家等から多様な意見を聴取することが望ましい。ここでいう専門家等とは、専門的な立場から指導・助言を行う者であり、都市計画・土木・建築・構造・造園・照明・デザイン・歴史・文化財などの専門技術を有する者が考えられる。専門家等の選定にあたっては、事業の特性に応じた中立性、公平性や地域への熟知度などを考慮することが望ましい。また、専門家等との連携にあたっては、協議会・委員会等の場を設けることが考えられる。

4-3.合意形成に向けての体制づくり

事業における良好な景観の形成は主要課題の一つであり、片手間ではなく本格的に取り組むことが望ましい。そのため、事業者は、事業の規模や状況に応じ適切な事業実施体制を設け、事業を推進することが望ましい。

事業者における検討体制の構築

- ・事業者及び行政機関内での組織体制等

事業者は、景観形成に関する調整を円滑に進めるため、景観専任の組織や担当者の設置が考えられる。

- ・協議会・委員会等

景観検討にあたっては、事業の規模や状況に応じ、事業内容の検討・決定や事業手続きの円滑化を目的とした組織として協議会・委員会等を設置することが考えられる。協議会・委員会等は、各種の関係者や専門家等からなり、景観をはじめとする各種検討内容について意見の集約・調整を行う組織である。なお、そうした協議会・委員会等は、景観法に基づく景観協議会として位置づけることも考えられる。(5-1-4.参照)

第三者機関等の活用

協議会等とは別に、事業の手続きの円滑化を目的とした中立的な組織として第三者機関等を設置・活用することが考えられる。第三者機関等は、学識者等からなることが多く、景観をはじめとする各種検討内容について、個別の事業に関して直接検討を行わない客観的な立場から助言を行う組織等である。第三者機関等は、事業の規模や状況に応じ必要な場合に活用することが考えられ、代表例としては以下のものが挙げられる。

- ・景観審議会等

地方公共団体には、景観形成に関する基本的事項について調査審議するための組織として景観審議会等を設置している場合がある。事業者は当該地域に景観審議会等が設置されている場合には、積極的にその活用を図ることが望ましい。

- ・専門家等

景観検討や施設デザインにあたり、構想・計画・設計・施工までの各事業段階

を通じ、専門的な立場から指導・助言を行う専門家を景観アドバイザーとして活用することが考えられる。景観アドバイザーは、専門の知識や経験を有し、地域を熟知し、公平な立場にある学識者等から選ぶことが望ましい。

その他住民等との協働

事業者は、住民等との協働を継続していくための組織・体制を設け、積極的に住民等の意見を聴取し、それを適宜景観整備に反映させると同時に、事業への理解、管理運営への協力等を促すことが望ましい。住民等との協働にあたって採用する体制や手法は、事業の規模や状況に応じ適切に選定することとなるが、可能な範囲でワークショップ等の対話型手法を導入することが望ましい。

その際において、多くの住民等に情報を提供し、認知と関心を高める働きかけ（アウトリーチ）を積極的かつ継続的に行うとともに、事業内容についての情報提供及び意見聴取を行い、提出された意見の概要及びそれに対する事業者の考え方などを含む案の決定過程を公表することが望ましい。

4-4. 合意形成のための視覚的手法の活用

景観検討における合意形成には、住民等や関係者が共通の景観形成のイメージを持ち、客観的に景観の評価を行うことが望ましい。そのためには、視覚的手法（ビジュアル・シミュレーション）による形の確認が有効である。具体的には、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型等が挙げられ、検討内容に合わせ適切な媒体と精度を選択することが望ましい。手法の選定にあたっては、再現性や精度・操作性等や必要なコストなどの各手法の特徴及び事業の景観検討の進捗を考慮する。なお、最近の技術の進歩は顕著であり、必要に応じこれらの高度な手法を用いた景観の検討を行うことも考えられる。

第5章 景観法等の活用方法

地域における景観形成の目標像の実現の手法として、事業の実施のほかに、規制・誘導方策がある。具体的には、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である景観法や、都市計画法に基づく美観地区（平成17年景観地区に移行）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区といった地域地区や地区計画制度、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等による個別の法制度、地方公共団体における景観条例などがある。なお、これらの多くは、各地域の地方公共団体が中心となって進めるものとなっており、事業実施にあたっては、当該地域の景観行政を担当する地方公共団体と連携することが極めて重要である。

5-1. 景観法の活用（景観計画に基づく取組み）

5-1-1. 景観法に基づく景観施策

景観法は、平成16年6月に我が国初めての景観に関する総合的な法律として成立し、基本理念、各主体の責務が明らかにされるとともに、実際の行為規制等に関して詳細な規定が定められたものである。景観法に基づく景観施策は、景観行政団体である地方公共団体が景観計画を策定することが基本となる。景観計画が策定されている地域で都市整備に関する事業を行う場合には、関係部局と十分に連携を図る必要がある。

5-1-2. 景観計画

景観計画は、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画であり、景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされる。また、地域の景観上の軸としての役割を果たすことが想定されるような景観上重要な道路、河川、都市公園、下水道等の公共施設については、その管理者と協議を行い、同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることができる。

なお、景観計画が定められていない地域において公共施設の整備を図る場合、周辺地域と一体となった景観を形成するために、必要に応じて当該地域の景観行政団体に景観計画の策定を働きかけることや、周辺地域の土地の所有者等と共同して景観計画の素案を策定し、周辺地域の土地の所有者等から景観行政団体に提案することも考えられる。

5-1-3. 景観重要公共施設の指定と活用

景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準（上乘せ基準）が定められることにより、一つの計画の中に公共施設とその周辺の土地利用を一体的に位置付けられ、当該公共施設の管理者と景観行政団体が連携し、良好な景観の形成が効果的に図られることとなる。なお、例えば公共施設は未整備の状況などで計画段階の場合であっても、当該管理者が定まっており、必要な協議・同意がなされた場合においては、景観重要公共施設として位置付けることが可能である。

また、景観重要公共施設として指定された道路（景観重要道路）については、「電

線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例が適用され、交通量が多くないなど、法が求める「円滑な交通の確保」に該当しない場合においても、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

公共施設の管理者においては、景観行政団体により「景観計画」が策定される場合には、特に地域のシンボルとなる道路や顔となる駅前広場、地域に親しまれる緑豊かな都市公園などにおいては、積極的に整備に関する事項や占用等の許可の基準について検討し、景観行政団体に景観重要公共施設として位置付けるよう要請することが望ましい。また、景観行政団体から景観重要公共施設として位置付けるべく協議があった場合は、当該管理者として当該施設の整備に関する事項や占用の許可の基準について検討し、積極的に対応することが望ましい。

5-1-4. 景観協議会の活用

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者等が組織できるものである。必要に応じて、公安委員会等の関係行政機関や、電気事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うものである。ここでは、事業の景観形成方針に係る協議等を行うことが想定されることから、景観協議会を積極的に開催・活用することが望ましい。

また、景観重要公共施設に関する課題について広く議論を行い、調整を図る必要がある場合には、当該公共施設の管理者自らが景観協議会を設け、様々な立場の関係者と利害の異なる課題について協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが有効である。

5-1-5. その他

景観地区

景観地区は、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定められる地域地区の一つである。建築物や工作物の形態意匠、高さ、敷地面積などについて総合的に規制するとともに、建築基準法の特例により斜線制限の適用が除外されるものである。また、特に建築物の形態意匠については、建築確認とは別の仕組みとして、認定制度が新たに設けられた。なお、景観地区は景観計画よりも強い規制力を有する。

これを活用し、例えば統一されたスカイラインの形成など、地域の景観に係る土地利用等をコントロールすることが出来る。また、周辺地域の土地の所有者等が地方公共団体に景観地区を都市計画に定めることを提案することも可能である。

景観協定

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成に関する事項を当該土地所有者等の全員の合意により締結されるものである。

景観計画で定める一定の行為規制以外、例えば、建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の

景観の保全・創出を図ることが可能となる。

景観整備機構

景観整備機構は、景観行政団体が一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOを指定するものである。

人材の派遣、情報の提供、景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加することが出来ることから、公共施設活動を行っている団体の景観重要公共施設に関する活動等を支援することなどが想定される。

景観重要建造物・景観重要樹木

景観重要建造物、景観重要樹木は、景観行政団体により指定された景観計画区域内にある良好な景観の形成に重要な建造物(建築物・工作物)又は樹木である。指定された建造物や樹木の所有者等にはこれらを適切に管理する義務が課せられ、建造物の増改築や樹木の伐採等を行う場合には許可が必要となる。景観重要建造物となる建築物については、その外観を保全するため、国土交通大臣の承認を得て、条例で建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能となる。

これを活用し、事業実施区域周辺にある景観上重要な建造物、樹木について、景観重要建造物、景観重要樹木として指定することを景観行政団体やその所有者に働きかけることも考えられる。なお、公共施設の中に存する景観上保全が必要な建造物又は樹木については、景観重要建造物、景観重要樹木としての指定よりも、公共施設そのものを景観重要公共施設として位置付けることにより適切に整備・管理することが望ましい。

地区計画の特例

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るため、市町村が定める地区レベルの都市計画である。地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、地区施設(道路、公園など)の配置及び規模、建築物の建て方や街並みのルール(高さ、敷地面積、壁面の位置など)、保全すべき樹林地などを具体的に定める「地区整備計画」からなり、住民などの意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを定め、良好な都市景観の形成を促進することができる。

景観法の施行に伴い、これまで建築物等の形態意匠については、その規制は届出勧告どまりであったものが、条例を定めることにより、景観地区と同様に建築物等の形態意匠について認定制度が設けられた。これにより、建築物等のデザイン、色彩について、より実効性を持ってコントロールすることが可能となる。

これを活用し、事業実施地区において、道路や公園、建築物、緑が一体となった良好な都市景観の形成を図るため、住民等と共同して地区計画の案を策定し、土地の所有者等から市町村に申し出をすることも考えられる。

5-2. その他の規制・誘導方策の活用

景観法以外の法に基づく規制・誘導方策としては、都市計画法に基づく美観地区(平成17年景観地区に移行)風致地区及び伝統的建造物群保存地区といった地域地区や地区計画制度、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等による個別の法制度や地方公共団体が制定する景観に関する条例や要綱があり、主要なも

のを以下に示す。なお、これらの多くは、地方公共団体が中心となり進めるものとなっており、地方公共団体内における当該地域の景観行政の担当部署と連携を図ることが必要である。

【景観法以外の主要な規制・誘導方策】

- * 都市計画法：風致地区、特定街区、高度地区、地区計画
- * 都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地
- * 建築基準法：建築協定、総合設計制度
- * 文化財保護法：伝統的建造物群保存地区
- * 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区
- * 首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区
- * 生産緑地法：生産緑地地区
- * 自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域
- * 屋外広告物法
- * 地方自治体が制定する景観に関する条例、要綱

第 編 都市整備に関する事業における景観形成の進め方

都市整備に関する事業はそれぞれで性質が異なることから、本編では、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の5事業それぞれにおける景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項などについて整理した。

第1章 市街地再開発事業

1-1. 市街地再開発事業における景観形成

市街地再開発事業は、駅前のような交通結節点等において、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物の建築を行うとともに、駅前広場等の公共施設を一体的に整備することにより、市街地の環境を抜本的に改善するものであることから、シンボル性のある新しいまちの表情をつくるための市街地景観の拠点整備として中心的役割を果たすことができる。また、歩行者空間等周辺環境への影響も大きく、都市内に貴重な公開空地を創造し、都市空間の質をより良いものにすることも可能である。

さらに、魅力ある都市空間を創造することが都市のにぎわいを誘発することから、良好な景観形成が結果として生み出すことになる不動産価値の向上も、市街地再開発事業を施行する上で、魅力ある景観を形成する意義として挙げられる。

市街地再開発事業により快適な環境と魅力的な街並みをつくるためには、事業採算性の確保と権利者の理解を前提としつつ、施設建築物の仕上げのデザインだけでなく、事業の構想段階から都市景観へ配慮することが重要である。そこで、本章では、市街地再開発事業において、周囲の景色に調和すること、まちの魅力を高めること、人とのやさしい関係をつくること等、まちの“らしさ”を創造し、まちの特徴や歴史を活かすために参考となる事項をまとめた。

なお、市街地再開発事業によって施設建築物と一体的に整備される駅前広場等の公共施設における景観形成については、各公共施設整備事業の章を参照されたい。

1-2. 市街地再開発事業における景観形成の視点

1-2-1. 構想・計画段階

地形や水辺、植生などの自然環境を活かす

それぞれの場所で自然的要素を発見し、快適で魅力的な都市環境の要素として活用できる場合には積極的に取り入れていくことが望ましい。具体的には、地形や、水の流れ、植生など自然環境や地域の原風景を景観の骨格として活用し、また、住民に親しまれている風景についてはその良さを活かす配慮をすることなどが考えられる。特に、景観要素として利用しやすい地域固有の植生がある場合は、植栽に積極的に活用する等自然環境と調和のとれた都市緑化を行うことが考えられる。

歴史的なまちの遺構を活かし、質を高める

周辺の歴史的建造物に対して、建築物の配置や高さを工夫するほか、素材や形を調和させるなど歴史的景観資源との良好な関係をつくることにより、都市景観の質を高めることが望ましい。また、歴史的景観資源を街並みに埋没させないようにすることや、歴史的景観資源への主要な動線からの景観に配慮することなど

も考えられる。

主要な視点場からのパノラマ景観へ配慮する

地域の主要な眺望点・視点場からのパノラマ景観について把握した上で、それを構成する周辺の山並みやスカイラインなど視点場からの中遠景を意識して、ランドマークになる建築物にするなど施設建築物の配置、高さ、ボリュームなどの構想を検討することが望ましい。

1-2-2. 設計・施工段階

街並みの中での建築物の基本的な形態・ボリュームを検討する

魅力的な街並みを形成するためには、周辺の街並みの性格やこれからの街並みの変化の可能性を踏まえて、都市景観形成上の役割を把握した上で、建築物を計画することが望ましい。具体的には、建築物群としての集合の美しさに配慮するとともに、周囲とスカイラインを揃えたり、突出させたりするなど、街並みの中における都市景観形成上の役割に応じた形態・ボリュームとなるよう配慮することが考えられる。

周辺道路からの見え方

道路や歩行者空間の方向からの建築物の見え方に配慮し、状況や役割に応じた計画とすることが望ましい。特に主要な街路の見通しの先となるような建築物や街角の建築物などは、アイストップとしての印象づけを行うことや、景観にアクセントをつけるような計画を行うことなどが考えられる。

通りの雰囲気をつくる低層部のあり方に留意する

歩行者の視線レベルにある施設建築物の低層部は、施設建築物の不動産としての評価を左右するだけでなく、通りの雰囲気やまちのにぎわいを演出する上で重要な要素となる。したがって、低層部の用途や空間構成、ファサードの表情、通りからの壁面の後退など低層部の計画に十分に配慮し、魅力的な街並みや活性化した市街地となるよう計画することが望ましい。

建築物の各部の形、ファサード

建築物の見え方は、距離や視点の高さによって多様であるため、施設建築物各部の都市景観上の役割に注意しながらデザインを調整することが望ましい。特に、歩行者の視点に対しては、面的なボリューム感に配慮してファサードを分節化するなど、街並みや周辺の自然環境との調和に配慮して、施設建築物の各部の形やファサードを計画することが望ましい。

オープンスペース

施設建築物の周囲のオープンスペースは、うるおいのある都市空間を形成するだけでなく、良好な都市景観やにぎわいのある歩行者空間をつくる重要な要素である。したがって、オープンスペースには、積極的にテーマを持たせ、そのテーマを考慮して配置、植栽、舗装、ストリートファニチャー等を計画することによって、魅力的な都市空間となるように配慮することが望ましい。

バルコニーの形態

バルコニーは、すまいの表情を街並みに表現する重要な要素である。したがっ

て、エアコンの室外機等建築物のファサードと調和を図ることが難しいものは外部から見えにくくなる配置とするなど、施設建築物の表情に変化や調和を与え、魅力的なデザインを創造するために配慮することが望ましい。

屋外階段や屋上等への付帯設備

屋外階段や高置水槽、アンテナ等の付帯設備等は、建築物に付加的に設置されることが多いため、外部に露出する傾向にある。このため、これらの設備等の配置、デザインと建築物のデザインとを十分に調整することなく配慮に欠いたものとする、街並みの表情に不調和を生み出してしまう。したがって、メンテナンスの容易性に留意しつつ、施設建築物全体のデザインに合わせて隠蔽したり、施設建築物に組み込んで一体化するなど外部からの見え方に配慮した計画をすることが望ましい。

擁壁・柵等の工作物

施設建築物との関係性に配慮するだけでなく、歩行者空間と施設建築敷地との関係性についても十分配慮することが望ましい。配置等による配慮が難しい場合であっても、必要に応じて目隠しなどで修景することなどが考えられる。

敷地境界

敷地境界は施設建築物と公共施設の間の中間領域として、街並みを形成する重要な要素である。したがって、植栽、ストリートファニチャーの配置、素材及び色彩等を工夫し、施設建築敷地と公共施設の一体感や連続性が感じられる空間となるよう配慮することが望ましい。

駐車場等付属施設

施設建築物周囲の駐車場、駐輪場については、不適切な配置や配慮の足りない囲い方とすると、魅力的な都市景観の創出を阻害することとなるため、歩行者空間からの見え方などに配慮することが望ましい。特に、駐車場、ゴミ収集所、消火施設などは機能性と良好な景観は相反する関係であることが多いため、動線計画に十分留意しながら景観形成を行うことが望ましい。

色彩・材料

色彩や材料は都市景観を形成する上で大変重要な要素のひとつである。まちの表情に一定の統一感やアクセントを与え、魅力的な街並みの形成を図るため、街並みの中で違和感のない色彩や仕上げ材を使うことが望ましい。また、材料については、あらかじめ素材の経年変化を踏まえ、選択を行うことが望ましい。

照明

照明は、昼間との差異を生み出し、夜間の街並みを形成する重要な景観形成の要素である。ライトアップ等により、時間とともに変化するまちの多様な表情をつくりだすことによって、魅力的な街並みを形成することなどが考えられる。この場合、照明計画においても周辺との調和やパノラマ景観への配慮をすることが望ましい。

広告物・サイン

無秩序に出される広告物によって美しい街並みや風景が破壊されないよう、地域特性に調和したデザインとし、一定の調和のとれた屋外広告物環境を創造する

ことが望ましい。遠距離、中距離、近距離など距離に応じた広告物の適切な大きさ、色彩、設置場所などを工夫するとともに、案内施設等のサインシステムを総合的に組み立てることで、より良い歩行空間を創出することができる。

また、複数の機能が混在した建築物においては、まとまりのある一体的なサイン計画とすることにより、乱雑な景観にならないよう配慮することが望ましい。

バリアフリー施設

誘導ブロック、スロープなどバリアフリーのために必要な施設は、色調や動線をその目的に照らして十分に検討しながら、良好な景観形成の観点からも不調和なものとならないように、周辺の景観との一体的な調和に十分配慮することが望ましい。

景観の経年変化

景観の経年変化は、素材の変化だけでなく、植栽や周辺の景観の変化にも影響を受けるものである。そのため、景観のシミュレーションを行う等により、景観の経年変化について事前に検討することが望ましい。

第2章 土地区画整理事業

2-1. 土地区画整理事業における景観形成の基本的な考え方

2-1-1. 土地区画整理事業における景観形成の位置づけ

土地区画整理事業は、公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るため、施行者と地権者が協力して、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。

このような特性を活かして、土地区画整理事業は、郊外部の新市街地の整備から、既成市街地内の中心市街地の活性化や密集市街地の解消等まで、多様な目的のために活用されてきており、これらの多様な目的に応じて経済活動の場や生活交流の場として質の高い都市空間を形成していくことが望ましい。

この質の高い都市空間の要素の1つとして景観があり、土地区画整理事業の実施に当たっては良好な景観形成に積極的に取り組むことが望まれる。

2-1-2. 土地区画整理事業における景観形成の特徴

土地区画整理事業の総合性

土地区画整理事業は、公共施設の整備だけでなく、区域全体の街区構成の変更が可能であることに加えて、既存の建築物の移転補償により一般的に建替更新が行われる。このように、一定の区域において総合的に新しい景観形成を図ることが可能であることを認識した上で、公共施設の整備についてのみ景観形成の対象とするのではなく、街区構成等の事業全体や建築物の建替更新等についても景観形成の対象とすることが望ましい。

土地区画整理事業の抜本性

上記の総合性は、一方では、既存の公共施設や建築物等を全面的に取り壊し新しい市街地を整備することが可能であることも意味している。このため、景観について十分な検討が行われないうまま事業が実施されると、歴史的に蓄積されたまちの雰囲気、文化的な風土、地域の個性等を喪失するおそれもある。このようなことが起きないように、事業の実施にあたっては、既存の景観的な要素等を把握して、それらの既存のものを活かすことと、新しい空間を創造することとを比較衡量しながら総合的に検討することが望ましい。

土地区画整理事業の地権者等の参画

土地区画整理事業においては、施行者に換地処分や建物移転等の私権の制限を伴う事業執行の権能が与えられていることもあり、地権者の意見を事業に反映させる手続きが法的に規定されており、地権者が必ず事業に参画することとなる。また、これらの法的手続きを円滑に進めるため、事前に説明会や意見聴取等の任意の取組みが行われることが一般的である。これらの手続き等を通じて、都市空間の構成及び景観の形成の基本的考え方、換地設計等に地権者等の意見を反映し、土地区画整理事業による質の高い空間の形成について、地権者等が主体的に取り組まれるようにすることが望ましい。

土地区画整理事業と維持管理

景観形成に当たっては、都市空間の構成及び景観の形成の基本的考え方に沿って土地区画整理事業として行われる公共施設の整備や街区構成の変更等、事業と

併せて行われる建替更新だけでなく、これらの基本的考え方に沿った事業終了後の公共施設や建築物等の維持管理等が重要である。このため、将来の維持管理が容易となるような公共施設の整備等を実施するとともに、維持管理等についても体制や財源措置等を整えることが望ましい。なお、土地区画整理事業において必ず行われる地権者等の参画を通じて、地権者等の意識向上を図り、地権者等が維持管理等にも積極的に参画していくことが望ましい。

2-2. 景観形成のための地権者・住民等の参画・連携

2-2-1. 地権者参加型事業としての特性の活用

土地区画整理事業は、そもそも地権者参加型の事業であり、施行者と地権者が協力して事業を実施することが前提となっているが、高質な都市空間の形成を通じて景観形成を進めるためには、地権者のより一層積極的な参画が求められる。また、景観形成には、住民による社会経済活動も大きな影響があることから、住民の積極的な関与が必要である。

このため、地権者参加型の事業特性を活かす方向で、事業の立ち上げ段階から住民等の参画による高質な都市空間づくりの体制を整備していくことが望ましい。

2-2-2. 地域の総意を反映し、明快な位置づけを持つ組織体制づくり

住民等による組織体制づくりは、住民等の発意によることが望ましい。このため、こうした活動に対する財政的な支援のみならず、説明会等において意識啓発を図る、先進的な事例の情報を伝える等、住民等による勉強会等の立ち上げを促進していくことが考えられる。また、その構成員となる住民等については、著しい偏りが生じないよう配慮し、地域の総意を反映する組織体制とすることが望ましい。

また、組織の形態としては、関係者や専門家等からなる委員会の他、土地区画整理組合による人的つながりを活かした組織、広く市民が参画する組織等が考えられ、組織の性格としては、協議会等の任意団体や、NPO等法人格を持った団体等が考えられるが、地域の実情に応じ、土地区画整理事業と連携をとりやすいよう、その立場や役割を明確にしておくことが望ましい。

2-2-3. 持続的で発展的なまちづくりを進める組織体制づくり

景観は、地元の住民等の継続的な取り組みにより形成されるものであることから、事業完了後のまちの維持管理についても、行政に委ねるだけでなく、住民等が積極的に参画することが望ましい。このため、住民等による組織は、事業完了後の維持管理までを念頭におき、将来像に関する協議や、施行者や行政に整備内容に関する要望を行うだけでなく、コスト感覚を有する持続的な担い手に相応しい組織体制とすることが考えられる。このように住民等による組織が公共施設の維持管理に参画する場合には、行政による管理を前提とする場合に比べて、公共施設の整備内容をより柔軟に設定することができると思われる。

2-2-4. 専門家の活用

土地区画整理事業においては、住民等の意思決定を補完し合意形成の促進を図る

上で、専門的な立場から指導・助言を行う専門家を活用することが考えられる。この場合、専門家には、住民、行政及び関係機関と対等な立場での協議調整や状況に応じた機動的な対応が求められるため、その立場に公的な位置づけを付与する等、公平で責任ある判断を下し得る環境を整備することが考えられる。

このような専門家を活用する場面としては、住民等と市民全体との利害調整、住民等の意向・要望の取捨選択と計画等への反映、計画全般に関する助言、景観資源の発掘等が考えられる。

2-3. 景観形成のための事業の各段階における留意点

2-3-1. 構想から都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意までの段階

施行地区において実現すべき都市空間の構成及び景観形成の基本的考え方の整理

最初に、都市空間の構成及び景観の形成の基本的考え方を整理する必要があるが、この段階で整理された基本的な考え方は、その後の段階全てに影響が及ぶため、できる限り住民等による自主的な共通認識として整理しておくことが望ましい。

この際、守るべき歴史的要素や自然要素を把握し、施行地区及びその周辺地域における景観資源を確認した上で、これまでに蓄積された景観を認識せずに喪失することがないようにすることが望ましい。

景観資源等の街区設計への反映

基本的考え方に基づき、事業の目的に応じて施行地区における経済活動や生活交流の場として必要となる都市機能の配置や土地利用等が図れるようにしつつ、都市空間の構成及び景観の形成の観点から、区画道路や公園等の公共施設の配置や街区構成を検討することが望ましい。なお、市街地の骨格を形成する都市計画道路等の公共施設についても、同様の観点から、必要があれば見直しの可能性を検討することが考えられる。

公共施設の配置と街区構成は、換地にも影響が及ぶものであり、その旨地権者にも周知した上で、地権者とも調整を図りつつ、検討することが必要である。また、検討内容の合理性を高め、都市空間や景観のイメージの共有化を図るため、視覚的手法を活用することが考えられる。

2-3-2. 都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意から換地設計までの段階

事業完了後の土地利用意向及び建物整備計画との連携

換地設計までの段階では、街区の形状を決定するとともに、公共施設の規模や形状、整備水準等について、より詳細な平面計画を検討するが、区画道路や公園等の公共施設は、都市空間や景観に影響を与えることから、慎重に検討することが望まれる。

これらの検討にあたっては、公共空間と沿道宅地を一体として捉え、住民等による土地利用意向や建築物の計画等と、事業による換地の位置や形状、更には道路等の公共施設の整備内容について整合や調和を図ることが望まれる。また、都市空間と景観は住民等の経済活動や生活交流と調和してこそより良いものになる

ため、地権者の意向を個別に把握し、事業完了後に各地権者が進めようとする土地利用に応じて、複数地権者間で位置の調整を行うことが考えられる。

また、事業完了後のまちの姿について、立体的な空間イメージを共有しつつ、建築活動等に関する規制誘導措置の導入を念頭において進めることが考えられる。事業完了後の維持管理との整合

良好な景観が持続し、改善されていくようにするため、事業完了後のまちの維持管理に関する住民等と行政の役割分担を明確にするとともに、住民等参画型の維持管理体制のあり方や、それを踏まえた街区及び公共施設の整備内容の適合性、妥当性を検討することが考えられる。

公共施設の整備水準に関する留意点

事業完了後の土地利用の展望等を踏まえ、土地区画整理事業により整備する公共施設の整備水準やデザインを決定するが、この際、沿道土地利用との適合性、維持管理の容易さ、ユニバーサルデザインの実現、材料の特性、整備費用の妥当性等に配慮することが考えられる。

2-3-3. 公共施設整備の実施段階

公共施設整備の実施においては、計画段階のイメージと整合しているかについて、確認を行う。計画段階で具体的な材料まで特定されていることが通常であるが、この段階でも、再度、地区特性への適合性、既に立地又は計画している沿道建物との調和等について現場で検証を行うことが考えられる。

また、都市内の不特定の人が利用する公共空間であることから、材料の試験貼り等により住民等の意見を機動的にフィードバックすることが考えられる。

2-3-4. 建築物等が建設されるまでの段階の規制誘導

土地区画整理事業では、仮換地指定後、新たな建築物の建設が始まる。このため、基本的考え方に即した規制・誘導は、それ以前に確定しておくことが望ましい。

また、都市空間や景観に一体感が創出されるよう、基本的考え方に基づき、事業完了後の土地利用の展望や公共施設の整備内容との整合を図りつつ、沿道宅地における具体的な規制・誘導内容を決定し、その上で、具体的な規制・誘導手法を選択することが考えられる。

2-3-5. 事業完了後のまちの維持管理の段階

土地区画整理事業による公共施設の整備等は、換地処分をもって完了するが、都市空間や景観の観点からは、事業完了後の維持管理の段階は、事業により形成された都市空間や景観を成熟させる重要な段階といえる。

このため、都市空間や景観の形成を継続的に行うため、住民等によるまちの維持管理の充実を図ることが考えられる。維持管理の体制、運営方法、活動資金等については、地域の実情を踏まえた創意工夫が必要であるが、事業の初動期から積極的に参画している住民等或いは組織が母体となり維持管理を行うことも考えられる。

2-4. 他の事業制度との連携

高質な都市空間の形成を通じて景観の形成を進めるためには、施行地区内のみならず、周辺の事業との連携による連続的な市街地の整備、土地区画整理事業による基盤整備にあわせた適切な建物整備事業の導入、まちづくり交付金による事業との連携等、他の事業制度と連携してより総合的に取り組むことが考えられる。

2-4-1. まちづくり交付金による事業との連携

土地区画整理事業の実施に併せてまちづくり交付金を活用することにより、土地区画整理事業による高質な公共施設の整備とあわせて、ストリートファニチャー、モニュメント等の高質空間形成施設を整備することが可能となり、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-4-2. 建物整備に関する諸制度との連携

市街地再開発事業との連携

土地区画整理事業と市街地再開発事業とを一体的に施行することにより、敷地の共同化と土地の高度利用を通じ景観に配慮したゆとりある都市空間の形成が可能となり、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

任意の共同化支援制度との連携

土地区画整理事業による街区の再編とあわせて、優良建築物等整備事業等を実施し、敷地の集約化・共同利用を推進することにより、まとまった広さのオープンスペースが確保される等によりゆとりある都市空間の形成が可能となり、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-4-3. 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等との連携

土地区画整理事業と連携して住宅整備関連の事業を実施することにより、基盤整備に併せて、換地による移転の対象とならない老朽建築物等の除却・建替が促進され、高質な都市空間の形成を通じて、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-4-4. その他施策との連携

社会福祉施策、商業活性化施策等の地区の特性や基本的考え方に整合した施策との連携を図ることにより、高質で魅力的な都市空間を形成して、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-5. 他の都市整備に関する事業における景観形成の進め方との関係

土地区画整理事業は、一定の区域について、街路事業により整備することができる都市計画道路、公園事業により整備することができる都市公園を一体的に整備する事業である。

このため、土地区画整理事業の実施に当たっては、本章のみならず、必要に応じて街路事業、公園事業等における景観形成の考え方も参考とすることが望ましい。

第3章 街路事業

3-1. 街路の景観設計の基本的考え方

街路は、都市の骨格を形成するとともに、地域の生活、都市の活動と密接に関連して存在しており、美しい国づくりには美しい街路整備が欠かせない。

このように、街路の景観設計を検討する上では、街路自体を機能的で使いやすくすることに加え、地域に根ざした街路の美しさを追求して、必然性のある存在として地域におさめられることを目指すべきである。

3-1-1. どの位置から街路を見るか

街路の美しさは、美しい線形と周辺景観との調和が醸し出す美しさが基本となるため、人がどのような位置から街路を見るかを十分意識することが不可欠である。

内部景観と外部景観

- ・ 内部景観とは街路内から街路そのものや、沿道の建築物等を見るという視点
- ・ 外部景観とは街路の外から街路を含めた景観を見るという視点

3-1-2. 街路の景観設計の特徴

街路の整備にあたっては、上記の2つの観点から美しい街路づくりを考えることが望ましい。ここで注意すべきことは、美しい街路は街路のみで完結せず、周辺景観とのかかわりのなかで初めて成立するものであり、道路構造物や舗装等の街路の構成要素のみでは美しい街路は実現できないのである。ここに街路の景観設計の本質と特徴がある。

とりわけ、街路事業の実施は、周辺景観を一体的に改変することが多く、事業の早期の段階から、地域住民等に景観形成に関する情報公開、提供を行い、住民等の参画の促進を図りつつ、沿道の一体的な景観整備を働きかけるなど、積極的に景観形成を考えることが重要となってくる。

3-1-3. 街路の機能を踏まえた景観設計の方向性

街路の機能

美しい国づくりのためには、都市の骨格をなす幹線街路から生活感がにじみ出す細街路にいたるまで、街路を美しいものとするべきである。

その前提として、当然、街路の機能を満足したものが求められる。通常いわれている機能とは、

A 交通機能

B 空間機能

である。Aは、安全、迅速、確実に移動するという通行機能と、目的地に直結するというアクセス機能、さらには自動車が駐車したり歩行者が滞留できる滞留機能を含めたものであり、Bは、交流・レクリエーション空間、防災・緩衝空間、環境空間としてのオープンスペース機能と、エネルギーや情報等の供給・収容空間、環境要素の循環空間としてのインフラストラクチャー機能を含む。

街路の機能として通常考えられているA、Bのうち、Bに含まれるとされる市

街地形成機能は、街路自体の操作によって可能となる面は少ないが、街路の景観設計としては極めて重要であるため、

C 先導機能

として掲げる。Cは、沿道の空間構成や景観整備を先導するもので、地域や都市の基本構造を規定し、これによって景観の骨格を先導して形成する機能である。

さらに、街路はその利用者が沿道の景観を眺める際の装置ともなる。しかも、自動車利用者も歩行者も、移動しながら景観を体験するため、面的に広がる地域を認識することができる。すなわち、街路は、

D 地域認識機能

を有している。

街路が有するこれらの機能を考えつつ、街路景観を考えることが美しい国づくりを進めていく上で極めて重要である。

景観設計の方向性

機能を踏まえた街路の景観設計は、街路を地域のなかに馴染んだものとしておさめ、地域におのずと受け入れられるものとするのが望ましい。また、特異で唐突な存在とするのではなく、万人にとって使い勝手の良い障害物のない空間を確保して、飽きのこないシンプルなものとするのが望ましい。つまり街路景観の方向性は、以下の4点に集約される。

- ・ 地域における街路の機能に根ざした必然性のあるおさまり
- ・ 街路の特性に基づく景観的な一貫性の保持
- ・ 公共空間として控えめで洗練された街路景観の創造
- ・ 付加的で過剰なデザインの排除

街路の景観設計の実践にあたっては、これらの事項を基本的方向性として進めるものとする。

3-2. 街路の景観設計の進め方

街路の景観設計を行うには、業務として組織上の対応はもちろんであるが、日頃から意識して美しいものに接し感覚を磨くとともに、発想を柔らかく、豊かにし、常に原点にフィードバックして考え直す姿勢が大切である。

3-2-1. 景観設計の手順

街路の景観設計にあたっては、まずその街路がどのような特性を持った地域を通過し、またどの様な特性を持つか把握することが望ましい。そのような特性を把握することが適切な街路の景観設計方針の設定に求められる。

また、地域や街路の特性把握にはじまり、街路の構想・計画、設計・施工、管理の各段階において一貫した方針のもとに、例えば図面の縮尺や調査の詳しさなど、各段階の精度に応じた形で行うことが望ましい。街路事業においては、事業完了後、道路管理者が施設管理を行うこととなるが、景観設計の考え方や住民参加等による景観形成の取り組みなどについて、方針を道路管理者に適切に引き継ぐことが重要である。

なお、各段階において、景観的問題が生じた場合には、前段に立ち戻って再検討を行うことも考慮すべきである。

3-2-2. 景観設計の表現方法

街路の検討にあたっては、その検討段階や検討内容に応じて、透視図、フォトモンタージュ、スタディ模型、透視図、コンピューターグラフィックス、模型等の視覚化手段を適切に選択し、活用する。また、これらは原則として街路本体だけでなく、地形地物を含んで作成することとし、その検討段階と目的に応じた適切な表現方法を用いることが望ましい。

3-3. 街路の景観設計にあたり配慮すべき事項

3-3-1. 地域特性による景観設計

街路の景観設計においては、沿道の特性に加え、都市部の道路ネットワークにおける当該街路の役割を踏まえた検討を行うことが望ましい。

具体的には、長い年月を積み重ねてつくられ、営まれてきた都市には、その都市の成り立ちや履歴が刻み込まれている。これこそが都市の個性であり、尊重すべき対象である。城下町、宿場町、門前町等、歴史的な街には、街割り、建築様式、色彩等の面で一般の市街地とは異なる街路景観を呈している。

街路の景観設計では、これらの都市の成り立ちや履歴を尊重することが原則である。

3-3-2. 街路の性格に応じた景観設計

都市生活者は道路ネットワーク全体を舞台として都市生活を展開し、そのなかで、それぞれの道路が有する性格によって都市のわかりやすさや、その道路自体のアイデンティティを認識している。

街路は、交通容量や機能によって1級から4級に区分されており、また都市における街路の段階構成等や沿道特性によっても類型化される。

これらも街路の性格を一面に表したものであるが、街路の景観設計にあたっては、都市の役割に応じた街路の配置等を重視し、かつ日常道路を利用する市民の生活実感に即した類型化である「街路の格」を参考にすることが好ましい。街路の格には、大通り・目抜き通り・細街路等の配置・規模に応じた区分や、表通り・裏通り・横丁・路地等の配置・実感に応じた区分、参道・公園関連街路・水辺街路等の性質に応じた区分があり、これを街路の景観設計に結びつけることが望ましい。

また、行政上は一本の道路であっても、道路の性格ではいくつかの区間に区分される場合もある。このような場合には、その都市の役割、位置づけを踏まえつつ、街路の性格を十分に考慮した街路の景観設計を行うことが重要である。

3-4. 構想・計画時における街路の景観設計の考え方

構想・計画時の街路の景観設計とは、都市計画決定までの景観設計である。ここでは、通過する地域や景観資源等との関係性、街路のフォーメーション、線形、横断形状、道路構造物の位置や延長など、街路景観の骨格を形成する事項が決定される

と同時に、大枠のデザイン方針を設定することになる。そのため、この構想・計画時における街路の景観設計は慎重に行うことが望ましい。

3-4-1. 地域資源・街割り・公共施設等の配置と街路の線形

街路の個性は、沿道における様々な立地施設や街並み、自然景観等との関係性を基盤に醸成されるケースが多い。市街地の道路線形を考えるにあたっては、こうした地域の個性等を特徴づける地域資源を十分に考慮することが重要である。

街路を特徴づける上で活用すべき地域資源としては以下のものが想定される。

- ・オリエンテーション（方向感覚）を与えるもの（地域のシンボルとなっている山岳、一定方向への傾斜地形、鎮守の森や大木、塔状構造物等）
- ・テリトリー感を与えるもの（谷地形、丘地形、繁華街や歴史的街並み）
- ・相反する極となるもの（寺社林と繁華街、商店街と住宅地等）
- ・面的な空間と線的なもの（海浜や湖沼、河川、水路、鉄道等）

こうした考え方に基づく景観設計方針の具体例を以下に示す。

- ・遠景を活用する「山アテ」等の線形
- ・地形に沿った平坦な道と直交する坂道との組合せ
- ・街路の終点や結節点における大木のアイストップ活用
- ・街割りの尊重
- ・歴史的な道路の保存及び活用
- ・街のシンボルとなる大通り
- ・水辺を意識した水辺のプロムナード 等

平面的位置関係

水辺や公園に沿った街路、歴史的な施設をアイストップとする道路等、公共施設、公共空間、都市のシンボルとなる施設の配置と街路の平面線形との関係に配慮することで、印象的な都市の景観を創出することができる。街路の整備あるいは公共的施設の整備にあたっては、それらの施設と街路の平面線形を考慮した計画とすることが望ましい。

縦断的位置関係

平面的な位置関係に加え、縦断的な位置関係を顧慮することで、さらに印象的な都市景観を創出することができる。例えば、街路を見上げる登り坂の頂上付近にランドマークとなるような建築物等があると、その建築物がより印象的に見えることとなり、また、坂道を見下ろす下り坂では、近くの街並みを前景にして遠くの海、川の眺望を楽しむことができる。また、地形に沿った坂道は、勾配の変化に伴う景観変化も大きいことから、ほとんど平坦に見える勾配から、緩やかな坂道、視覚的圧迫感を与える急勾配に至るまで、個々の勾配の持つ特性に応じた街路の景観設計を検討することが重要である。

3-4-2. 都市活動に対応した横断構成

街路は、その性格に応じて様々な使われ方がなされる。街路の性格にふさわしい横断構成とすることで、視覚的にも分かりやすくメリハリのある都市の個性を表現

することができる。

例えば、都市を代表するような大通りでは、沿道建物の風格・スケールに見合うだけの街路幅員や街路樹を有する街路景観が求められ、相応の歩道幅員や植栽帯幅も求められる。一方、裏通り及び横丁・路地といった歩行者系の街路では、多様な断面構成が構成されるが、ヒューマンスケールを維持しつつ、ガードレールによる無闇な歩車道分離は行わず、歩行者に心地よい囲繞感と親密感を与えることが求められる。

このような考え方を踏まえつつ、ゆとりある歩行空間の確保、望ましい植栽整備を可能とする空間の確保に留意することが望ましい。ただし、歩行者の賑わいに比べて歩道が広すぎると、逆に寂れた感じが強くなるので、歩行者の利用に見合った適切な幅員構成とすることが重要である。なお、植栽については街路幅員にゆとりがない場合には、単に邪魔になるだけで、植物のもつ本来の美しさも発揮されないため、植栽しないことを選択を検討することもある。また、人の賑わいが特徴であるような道路では、植栽がその特徴を弱める可能性も高く、そうした特徴に配慮して植栽を検討することが望ましい。

3-4-3. 幅員構成の再構築

道路においては、自動車をはじめ、歩行者・自転車、公共交通の通行や、沿道利用者の駐停車等、様々に利用されるが、市街地の道路では自動車以上に歩行者に対する配慮が求められ、景観への配慮、沿道環境の改善がより重要と考えられる場合が多い。

この場合、道路幅員を拡幅することが困難な場合は、例えば都市全体での将来交通需要の見直しを経ること等により、当該道路の車線数の削減を行い、その空間を歩道や植樹帯にあてるなど、道路空間を再配分して幅員構成の再構築を図る検討を積極的に行うことが望ましい。

・幅員構成を再構築する場合の考え方

交通ネットワークに求められる交通機能は絶えず見直す必要があり、そのなかで当該道路が担うべき通行機能も変化する。交通環境の変化により自動車交通量が低下する場合だけでなく、代替路線の整備によって、当該路線への交通負荷を軽減することが可能であれば、自動車の通行機能を削減し、アクセス機能や滞留機能など、他の機能に空間を振り向けることが可能になる。

例えば、歩道幅員の不足による歩行環境の悪化や無秩序な路上駐停車等がみられる路線における停車帯・植栽帯・歩道の拡充等、公共交通の優先施策を採用する場合のトランジットモールの設置等が考えられる。

こうした見直しにより、安全で快適なゆとりある歩道空間や、植栽空間が確保され、当該道路に求められる機能に相応しい空間構成への再編が可能となるとともに、街路景観についても高い改善効果が期待できる。

なお、現況幅員のなかでの再構築は、沿道利用への影響も大きく、あわせて沿道建築物のセットバック等を行えばより良好な空間を創出できることから、沿道地権者との十分な調整をとることが望ましい。

3-4-4. 構造物

市街地には、立体交差や高架構造物など、相対的に大規模となる道路構造物が出現することがある。これについては、歩行者などの視点や沿道景観との関連性を考慮し、トンネルや堀割りなどの半地下的な道路構造を用いた景観ダメージの回避の可能性を、コストなどを含めた総合的な評価を行った上で積極的に検討するとともに、道路構造物の規模や位置について、構想段階から慎重なデザイン検討を行うことが重要である。

また、市街地での高架構造物は、ヒューマンスケールをはるかに超えて、地域を分断する可能性もあるため、日照阻害や騒音問題、桁下空間の圧迫感など、都市空間の快適性を著しく損なうような場合には、代替案を含めた慎重な検討が望ましい。

3-4-5. 交通結節点

駅前広場をはじめとする交通結節点は、複数の交通手段をつなぐ施設であり、鉄道と徒歩、自転車、自家用車及びバス等との乗り換え機能をもつ重要な都市施設である。交通結節点は「交通空間」としての役割をもつ一方で、種々の都市活動が展開される公共的なオープンスペースとなる「環境空間」としての役割や災害時の拠点となる「防災空間」としての役割をも担うものである。

そのため、交通結節点の計画にあたっては、結節点を利用する交通の特性や周辺の土地利用状況等を十分考慮したうえで、利用者のニーズにあった空間や機能の確保を図ると同時に、景観やアメニティー及びシンボル性等に配慮し、駅舎及び広場周辺建物等を含めた調和を図り、来街者が個性、親しみ、安心、安全、美しさなどを感じられるような工夫が望ましい。

3-5. 設計、施工時における街路の景観設計の考え方

設計、施工時における街路の景観設計方針は、構想・計画時における景観設計方針を基本的に継承するものとする。

その際、沿道地域との関連を重視して、沿道を含めた街路空間が、互いにその特徴を強調しながらも、一体の調和したものとして促えられる街路の景観設計を心がけるべきである。このように、美しい街路は、沿道景観とのかかわりのなかで初めて成立するものであり、道路構造物や舗装等の構成要素についても沿道と調和したシンプルなデザインとすることが望ましい。

3-5-1. 質の高い街路整備とは

良好な景観形成を実施するにあたり、それぞれの街路が持つ役割（大通り・繁華街・表通り等）を整理し、役割を認識したうえで街路と沿道が一体となって創出される空間として検討することが重要である。

この際には、単に高価な材質の使用、地域の特産品をかたどったモニュメントの設置など表面的な表現ではなく、街路自体は控えめなデザインを目指すべきである。

すなわち、街が持つそれぞれの歴史、異なる風土等を十分踏まえた街の表情を創

出すことにより、街に住む人が愛着をもち、街を訪れる人にとっても新鮮で印象深い景観となることを目指すべきである。

3-5-2. 歩道空間

歩道においては、高齢化社会を迎え、交通バリアフリー法（通称）などの法令や条例を踏まえ、ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者や身体障害者などの移動を円滑にする検討が必要である。そのため、歩道の幅員や段差、勾配、舗装などのデザインを工夫し、また、視覚障害者に対しても、誘導用ブロックの設置にあたって、材質・色彩のデザインに配慮すべきである。そして、それらの検討が、明解で広々と歩きやすいと思える歩道景観の形成に結びつくようにすることが望ましい。

歩道の舗装

歩道の舗装材は、歩行環境に相応しい歩きやすいものを用い、それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控え目なデザインとすることが望ましい。安易に模様貼りなどを行わず、歩道空間をシンプルなものとすることが基本である。

歩道に設置する施設

歩道上やその周辺に設置される施設などは、相互に脈絡が感じられる形態、色彩のデザインとすることが望ましい。

なお、歩道空間には歩行を妨げるような工作物などの設置は基本的には行わない。また、歩行の妨げにならない場合でも、地域や道路に必然性のある特別なものを除き、モニュメント等のデザイン工作物を設置しないことが重要である。

3-5-3. 植栽

街路はその構造特性、道路利用者、沿道の状況などによって性格づけられる。

植栽は街路の性格を引き立て、強調するものとしてデザインするべきである。その時、植栽を街路の何処に配置するかが大きな問題であり、植栽形式や使用種を勘案しながら、街路の性格を表すために適切に配分することが重要となる。

街路の植栽基盤は、横断構成上、慣例的に確保される場合が多いが、その街路に相応しい緑化の姿を見定めて、効果的な緑化のために植栽基盤を統合・整理することを設計段階で検討する。

また、植栽基盤の形状については、帯状に連続するものが望ましい。『道路構造令』では植樹帯の幅員は1.5mを標準としているが、必要に応じ標準値以上の広い幅員を確保することが望ましい。樹種・立地などによる差異があっても一概には決められないが、その幅員の目安は、1列の高木植栽を検討する場合、根系の大きい樹種に対して2m以上、理想的には3m以上が求められる。したがって、このような幅員を取れる見込みがない場所には、無理に根系の大きい高木を植えない方がよい。さらに、十分な植栽基盤が確保されない場合には、植栽のもつ生き物としての効果が発揮されず、美しくないばかりか沿道にとって邪魔な存在としかならないため、そうした状況では植栽を行うことを控えることも検討するべきである。

3-5-4. 道路占用物件

街路景観は、街路、歩道、沿道建物とで構成される空間の内部景観が主体である。その空間には、道路付属物、沿道の建物や看板類に加えて、主に歩道に、様々な占用物件が持ち込まれ、ともすれば雑然とした内部景観になりがちである。

これらの占用物件は必要に応じ逐次追加されるものであり、周囲の景観との調和や街路景観としての連続性等は、あまり考えられていないことが多い。また、結果として煩雑な景観をもたらす場合もある。なお、占用物件ではないが、低木の埋つぶし植樹帯の乱用も同様の弊害をもたらす。街路空間、特に歩道は広くシンプルな状態に保つことが重要であり、占用物件の設置については十分留意することが留意すべきである。

さらには、景観重要公共施設に指定された道路においては、景観行政団体等と連携し、良好な地域景観の形成に資するような占用許可の基準を検討することが重要である。

3-5-5. 無電柱化

街路の内部景観をシンプルなものとし、すっきりさせる基本的手法は、道路空間に機能的に不必要な施設を設置しないこと、施設を集約化すること、施設を取除くことを心がけた景観設計を行うことが望ましい。

道路の上空に張り巡らされた電線類は、都市景観を煩雑なものとしている主な原因の一つであり、それらを取り除き、隠すことに無電柱化の大きな意味がある。

景観改善効果が特に大きいことから、今後の積極的な無電柱化の推進が求められる。

無電柱化は、「美しい国づくり施策大綱」が掲げた15の具体的施策のなかの一つとして、「景観に関する基本法制の制定」、「屋外広告物制度の充実」と並んで重視されている。さらに景観法では、電線共同溝の整備などに関する特別措置法に特例を設けて、景観計画に定められた景観重要道路における電線共同溝の推進を図っている。

・課題と対策

無電柱化の推進に伴い、その効果を半減させる例も見受けられる。例えば、以下のような事例がある。

- ・地上部に設けられる変圧器等が目立つ
- ・地中化後に交差点信号機の引込電柱、電線が新たに設置されてしまう

これらについては、十分なデザイン的配慮が必要である。地上に設ける変圧器等については、以下の具体的な検討が求められる。

- ・民地側に設置スペースを確保する
- ・植込みとの組合せなど、歩道植栽と一体で検討する

3-5-6. 高架橋

高架橋の設計では、桁下空間の快適性を確保するとともに、桁断面のデザインと、

橋脚や遮音壁などの配置や形態バランスの統一により連続性を確保することが望ましい。特に市街地における高架橋は、地域を長い区間にわたって分断し、日照障害や騒音問題、桁下空間の圧迫感等、都市のマイナスイメージに結びつきやすいので、以下のようなデザイン上の配慮が重要となる。

- ・橋軸方向の見え方を意識しつつ、全体のデザインイメージを調和の取れたものとする。
- ・下方からの見え方を意識しつつ、桁等がスリムに見えるようなデザインを工夫すること。

3-6. その他（特色ある街路整備）

シンボルロード整備事業

都市や地方の顔となる街路を地域社会の象徴（シンボル）として整備する手法としてシンボルロード整備事業がある。

街路の景観設計においては、地域の特性を踏まえ、対象としている街路の性格、街路の格に配慮した検討が望ましいことはこれまで述べてきたことであるが、都市を代表し、都市の顔となるシンボルロードの整備にあたっては、特に沿道施設と一体となったシンボリックな景観形成を行うことが重要である。

具体的には、計画段階では、今後のシンボルロードの使用法（イベントの開催、日常の管理運営等）についてきめ細かい検討を行い真に必要な幅員構成とすることが重要であり、植栽についても樹木の育成に必要な植栽基盤を検討すること等も考えられる。

また、事業者と地域が足並みを揃え、街づくりを考えることが重要であり、整備完了後も引き続きシンボルロードを道路管理者と地域が一体となった管理運営体制の確立が望ましい。

身近なまちづくり支援街路事業（歴みち事業）

歴史的環境と居住環境が調和した良好なまちづくりを行う手法として身近なまちづくり支援街路事業（「歴史的環境整備地区」）等がある。これは、歴史的環境が卓越した地区などへの流入交通を抑制する道路ネットワークの整備を基本とし、地区の外周幹線道路や地区内道路の整備を行うものである。

歴史的地区においては、歴史的まちなみや遺構等を適切に評価することが重要であり、歴史的遺構を避けたり一体化させたりするなど、それらと調和した線形等とすることが望ましい。

また、歴史的地区を迂回する幹線道路の整備等により流入交通を適切に誘導するだけでなく、必要に応じて交通規制を適用するなど、関連施策等とも連携した地区交通計画を検討するべきである。

L R T の整備

来街者が行動しやすいまちとは、都市の構造が明確化され、主要な都市機能施設

の配置とそれを結ぶ交通ネットワークをイメージしやすいまちである。その点において、LRTは路面上に軌道を敷設し停留場を設置することから走行ルートが明確であり、都市の骨格となる都市軸を形成し、あわせてその走行空間は環境軸としても機能することが期待される。

LRTは自動車及び歩行者、自転車と同一空間を通行する区間では、相互の安全確保が重要となる。そのため、走行路面の緑化やカラー舗装化等により軌道の存在を強調するなどの対策が望まれる。また、自動車が軌道敷を横断しない区間では、緑化軌道の整備も考えられる。あわせて、まち並み景観との調和を図った停留場の整備や架線柱のセンターポール化などの検討も行うことが望ましい。

第4章 都市公園事業

4-1. 都市公園事業における景観形成の基本的視点

都市公園は、都市における緑とオープンスペースとして、都市の防災性の向上、地球環境問題への対応、生物多様性の保全、良好な景観の形成等に資するなど、その役割は多岐に亘っている。

景観形成との関連から都市公園の特性をみると、都市公園は市街地の中心部から自然地域に至るまで様々な地域に設置されるとともに、その種類や設置目的も多様であり、それぞれの立地特性や利用形態、施設内容などに応じた景観を形成していることが挙げられる。

また、都市公園は、人々が日常的に緑とふれあい、景観を楽しむことができる場であると同時に、都市においてまとまりのある緑地として存在するなど、良好な都市景観を形成する核として緑と潤いのある都市づくりにとって無くてはならない施設である。さらに、樹木などの自然物を構成要素として多用することが景観形成とも深く関わっている。

以上のような特性から、都市公園事業の構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階において、都市公園事業における景観形成の基本的視点として以下の6点を掲げることとする。

視点1 「用」と「景」の調和

安全性の確保や生態系の保全など都市公園に求められる多様な機能と景観形成との調和を図る。

視点2 立地に応じた景観の形成

個々の都市公園の立地条件に応じ、地域の特徴を活かすような景観形成を図る。

視点3 設置の目的に応じた景観の形成

個々の都市公園が設置される目的を踏まえ、文化的・歴史的資源などが活かされるよう適切な景観形成を図る。

視点4 都市全体の景観の向上に資する景観の形成

都市公園は、都市の景観形成において重要な役割を果たすものであり、公園区域外からの見え方や周辺景観との連続性に配慮するなど都市全体の良好な景観形成を図る。

視点5 魅力的な公園区域内の景観の形成

地域の特徴や四季の変化などを活かして、利用者にとって魅力的な景観形成を図る。

視点6 時間経過を考慮した景観の形成

都市公園は、樹木や草花等植物の生長による景観の変化を考慮し、時間の経過に伴い風格が増すなど、将来にわたって評価される良質な景観形成を促す。

4-2. 都市公園事業における景観形成の留意事項

4-1 で示した都市公園事業における景観形成の基本的視点ごとに、景観形成の留意事項を示す。なお、ここで示すものは一般的な事項であり、これらの留意事項を参考

に個々の事業の状況や特性を踏まえ、各事業ごとに適切な景観形成を図ることが望まれる。

4-2-1. 「用」と「景」の調和の視点からの留意事項

- ・防災時における避難地や防災拠点、自然とのふれあいの場など利用面からの整備の方針と、景観形成の方針との調和を図る。
- ・人々の利用する姿も都市公園の重要な景観構成要素となることを考慮する。

4-2-2. 立地に応じた景観形成の視点からの留意事項

- ・まちの中心部に位置する都市公園は、地域の個性や歴史、生活文化を活かし、まちの顔やシンボルとして相応しいものとする。
- ・都市近郊の田園地帯に位置する都市公園は、地盤の造成や施設の建設などに際し、スカイラインの連続性に配慮するなど眺望景観における調和を図る。
- ・自然環境が豊かな地域に位置する都市公園は、公園内の自然地形や既存植生を活かすとともに、周辺の自然景観との連続性を確保する。
- ・河川や海岸などの水辺に隣接する都市公園は、水辺と都市公園の景観の連続性に配慮するとともに、都市の良好な水辺景観を積極的に確保する。

4-2-3. 設置の目的に応じた景観形成の視点からの留意事項

- ・城跡、古墳・歴史的建造物等の歴史的資源の保全・活用を目的とする都市公園においては、その歴史的な考証などを踏まえ、それら資源の歴史的背景に基づいた景観形成を図る。
- ・スポーツ大会が開催されるような運動公園においては、優れた地域景観の中で運動ができるようにするとともに、大規模な構造物を伴う場合には、緑地帯を設けるなど、周辺景観との調和を図る。
- ・自然環境の保全や再生を図ることを目的とする都市公園においては、保全すべき自然などの対象や区域を明確にし、その周囲では連続性のある景観形成を図る。

4-2-4. 都市全体の景観の向上に資する景観形成の視点からの留意事項

- ・都市公園は、都市内に確保される一定の規模を有する緑地として都市景観の中核となる施設であり、周辺からみて量感のある緑をつくとともに質の高い緑を形成することを基本とする。
- ・都市公園は、市街地の中心部では都市のランドマークを形成する場合も多く、都市公園の区域外からの見え方に十分配慮する。
- ・周辺の河川や道路など関連する事業と連携を図り、境界部の処理などにおいて景観の一体化・連続性を確保する。
- ・地域の歴史的、文化的要素を公園計画の中に取り込み、都市の特徴的な景観を将来に継承していく。
- ・地域に残された貴重な自然環境を都市公園における景観の構成要素として将来にわたって維持、継承していく。

4-2-5. 魅力的な公園区域内の景観形成の視点からの留意事項

- ・地域の歴史的、自然的資源、地域の文化や地場製品・素材など、地域の特徴を活かし、地域の独自性に留意する。
- ・背景の山並などを借景としたり、周囲の景観を眺めるのに相応しい場所に眺望施設を設けるなど、公園区域外の景観を積極的に活用する。
- ・歩きながら変化に富んだ景観が楽しめるよう、地形や空間の変化を利用して様々な景観を演出したり、公園内に生息する動物や、季節の植物により四季の景観の移り変わりを提供するなど、利用者の印象に残る景観形成を図る。

4-2-6. 時間経過を考慮した景観形成の視点からの留意事項

- ・都市公園は、樹木や草花等の緑を基調としていることから、時間の経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意する。
- ・目標とする景観を維持育成するために、適切に剪定を行うなど植物の維持管理等に留意する。

第5章 下水道事業

5-1. 下水道事業における景観形成の基本的考え方

下水道は、生活環境の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全といった重要な役割を担うとともに、健全な水循環の確保、循環型社会構築への貢献といった、真に豊かな国民生活を実現するうえできわめて重要な役割を担う社会資本である。

下水道は、その特性上国民の目に触れにくい存在ではあるが、下水道を活用し都市空間に水・緑環境の創出を図ることや、下水処理施設の広大な敷地を利用して周辺と一体的な環境整備をはかるなど、景観形成に寄与できる資源を有している。また、都市内の河川・水路や城郭のお濠など、都市における水、水面は重要な景観要素であり、その水質を良好に保つために下水道が果たす役割は極めて大きいものがある。

このように、下水道を景観形成に資する一要素として活用することは、都市景観形成において重要なポイントであるといえる。

5-2. 景観要素としての水の活用

下水処理水の活用と高度処理の推進

都市における水路は都市空間にうるおいや安らぎを与えると同時に、ヒートアイランド現象を緩和する機能、にぎわいのある親水空間を創出する機能、さらには災害時の消火用水や緊急的な生活用水に利用できる水源となるなど、多様な機能を有しており、今後のまちづくりの中での導入が見込まれる。水路には固有の水源が必要であるが、下水処理水は都市部において一定の水量の確保が見込める貴重な水資源であり、都市水路の水源を検討する際には、その有力な候補として下水処理水の活用について検討する必要がある。

また、河川流量の確保による良好な水辺空間の保全・創出や汚濁したお濠の浄化による良好な歴史的景観の再生等を図る上でも、下水処理水の活用を積極的に検討する必要がある。

都市における水、水面は重要な景観要素であるが、水が汚れていたのでは周囲の景観に対しむしろ悪影響を与えることから、都市内の水域の水質保全是景観形成上も大きな意味をもっているといえる。このようなことから、下水道の整備、とりわけ処理レベルの高い放流水質が得られる高度処理の推進が重要である。

合流式下水道における雨天時越流水対策の推進

合流式下水道は、雨天時に雨水吐きやポンプ場から、汚水の一部が未処理のまま雨水とともに公共用水域に流出し、流出先の河川や海域の水質保全上の課題となっている。

近年では、河川改修等に連動して、親水護岸や散策路と一体となった快適な水辺空間づくりの計画が策定されることがあり、特に平常流量の少ない都市内河川において、水質の問題はもとより、流出する夾雑物（下水中に含まれるゴミ等）による美観上の問題が指摘されている。このため、遮集幹線の整備やスクリーンの設置などを積極的に推進し、合流式下水道における雨天時越流水対策に努めなければならない。

5-3. 下水処理場等における景観形成

場内空間の有効活用

下水処理場やポンプ場は、環境保全等に寄与する反面、広大な敷地及び大規模な施設を必要とすることから、周辺住民の居住環境等に影響を与えないための効果的な対策が求められる。したがって、施設の設計に当たっては、施設機能を保ちつつ周辺環境との調和を図り、周辺の住民に親しまれるよう努めなければならない。

敷地の活用策としては、芝張り、花壇、噴水等の修景施設の設置や、場内空地の緑化等が考えられる。また、緑の少ない都市部の処理場においては、施設空間を利用した公園・ビオトープ整備などを行うことによって、都市部における貴重な水緑空間として、積極的に活用していくことが望ましい。

構造物（水処理施設、機械棟等）における配慮

水処理施設は施設の設置面積が広く、周囲の景観に影響を及ぼすことがあるため、その配置計画については十分に検討するとともに、これらの施設が上部利用や二次公害の防止などの目的で覆蓋される場合には、その形状、意匠、色彩、材質等についても配慮する必要がある。

また、処理場には、機械棟、管理本館、汚泥焼却炉又は煙突といった高さのある構造物の設置が必要となることから、処理場周辺に住宅地が隣接しているような場合には、これらの構造物の高さ、配置、色彩等について十分に考慮し、周囲の景観との調和やプラント的なイメージの緩和に努めなければならない。

一方で、周囲にランドマークが存在しないような地区においては、処理場の構造物自体を地域の景観形成上重要なランドマークとして位置付けることも可能であり、まちのイメージを取り入れたデザインとするなど、各地区の特徴を踏まえて検討することが望ましい。

周辺環境との調和

処理場敷地境界には、敷地界の明示や部外者の遮断のため、原則として門扉およびフェンスが設置されるが、これらの形状及び材質は景観的な異質感、圧迫感を少なくすることが望ましい。また、ブロック塀を生け垣にするなど、自然で柔らかな目隠しとするほか、アプローチ部分に庭園等を設け、周辺環境との連続性を保つこと等も考えられる。

その他

下水処理場は自然保護地域内に設けられることもあり、このような場合には特に周囲の環境との調和に配慮する必要がある。関係機関と十分に協議するほか、地域特性を取り入れた建築計画や植樹・芝張りなどの修景施設について検討する必要がある。

また、それぞれの地区の状況に応じ都市景観のトータルデザインを実施する場合には、下水処理場等も取り込んで検討することが必要である。

5-4. その他の下水道施設における景観形成

雨水幹線等の水・緑の活用

かつては豊富な地下水や湧水のもと、都市内においても多くの水辺や水路が存在

していたが、市街化の進展とともに早急に下水道を整備する必要性から、水路や河川の多くが暗渠へと姿を変えていった。

これらの水路を再び開渠化することにより、景観上重要な水面・緑地を新たに創出するとともに、潤いとやすらぎを感じることができる魅力あるまちづくりが可能となる。

このようなことから、都市内に敷設された雨水幹線や都市下水路について、既に開渠であるものについては水緑環境に配慮した再整備について、暗渠であるものうち用地や水源の問題が解決できるものについては、開渠化や複断面化によるせせらぎの整備について検討するなど、多くの人々が楽しめる魅力的な水・緑空間として再構築していくことが考えられる。

マンホール蓋とゲート

都市内においてマンホール蓋は数少ない見える下水道施設であり、下水道施設の中では特に周囲との調和や景観を意識すべき施設である。

そのため、マンホール蓋のデザインについては、蓋だけが路面から浮き上がってしまわないようなデザインとするとともに、蓋の耐用年数を考慮し数十年後においても見飽きることのない普遍性の高いデザインを採用する必要がある。例えば、舗道の舗装種別に合わせた化粧蓋の採用等が考えられる。

また、地域の特徴を図柄で表したマンホール（デザインマンホール）の設置などマンホール蓋のPR媒体としての有効活用についても検討すべきである。一方で、デザインマンホールの景観地区等への設置、特異な意匠の採用については慎重な対応が求められる。

なお、河川等への排水のためゲートが設けられることがあるが、その色彩や絵柄等については、周囲の河川景観に配慮し、周辺住民の意見なども参考としつつ決定すべきである。

下水道管渠空間の活用

都市内に面的に整備されている下水道管渠は、光ファイバーケーブルの收容空間として有効活用することができる。都市景観の観点から架空線は極力少なくすべきであり、下水道管渠の民間開放の推進について積極的に検討する必要がある。

5-5. 工事現場における周辺景観への配慮

工事現場も一時的なものとしてとらえるのではなく、景観の一部を構成するものとしてとらえ、工事中の仮囲いや仮設備等が、近くを通行する人に圧迫感や不安感を与えず、気持ちよく通行できるよう工夫することが望ましい。

具体的には、仮囲いや立坑の防音ハウスによる目隠し、さらに、仮囲い等にイラストを描く等によって、工事現場の違和感を緩和することが考えられる。